

京都市府政マーケティング業務委託に関する質疑回答

質問	回答
現状の府政広報戦略に関して庁内でご認識されている課題	課題については回答できません。
令和4年度、広報上特に強化したい施策の有無とその内容	幅広い一般施策に関する広報を想定しています。施策の内容については「予算案の概要」や主要事項をご参考にしてください。 https://www.pref.kyoto.jp/yosan/0400tosyo.html
令和3年度も同様の業務を委託しているのか。 委託している場合、その成果、令和4年度より改善していきたい事項について	令和3年度の業務委託について京都府HPに掲載している「京都市府政マーケティング業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について」をご確認ください。 https://www.pref.kyoto.jp/koho/news/2021_market.html 成果、令和4年度より改善していきたい事項については回答できません。
仕様書「4 業務内容> (1) 広報マーケティングプロデューサーの配置」について 専門分野の異なる2名を配置とあるが 希望としてはどのような2名の組み合わせを希望するか。 また、提案事業者の2名を主担当としつつ、 業務内容に応じて協力事業者を2名のプロデューサー以外に組み入れて サポートする体制を組むことは問題無いか。 その場合は共同事業体としての参加が必須となるのか。	紙媒体、電子媒体など専門分野の異なる方を配置してください。 2名以外に協力事業者とサポートする体制を組んでいただくことは問題ありません。 提案内容にサポートする体制を組むことを入れる場合は共同事業体としてご参加ください。
仕様書「4 業務内容> (3) 府政情報PRに関するプロデュース業務及び相談業務」について 月2回「以上」ということは、月によっては3回以上の駐在をご希望されるということか。 駐在の時間（開始時間／休憩／終了時間） 広報課事務室での勤務となるのか、機密情報等を踏まえて別の会議室での勤務となるのか	「(3) 府政情報PRに関するプロデュース業務及び相談業務」については月2日以上必要な時間を想定して提案及び見積を行ってください。 勤務場所は、基本的には広報課事務室を想定していますが、場合によっては別の場所もあり得ます。
評価基準「府内企業>府内在住者を雇用」について 京都府内に本店や事業所が無くても、府内に在住のスタッフが 1名でもプロデューサーとなる形であれば2点が加点されるということか。 本基準に適合するか否かを判断するための証明になる書類の提出は必要か	お見込みのとおりです。必要書類については「提出書類」の8をご確認ください。
評価基準「提案項目②」について 「広報媒体へのマッチング」というのは、具体的にどのようなサポートを想定しているか	府政情報毎に、どのような広報媒体で発信することが効果的かについて実現可能なアドバイスをいただくことを想定しています。
評価基準「提案項目③」について 「取材誘致への工夫」はメディアへの取材プロモートも本業務で行う想定ということか否か。	メディアへの取材プロモートは想定していません。メディアでの露出を獲得するためにどういった切り口で発信する必要があるかなど、戦略的・効果的な広報展開をプロデュースすることを想定しております。
提出書類の中の「5.実績調書」について マーケティング業務と、PR業務のそれぞれの実績は それぞれどのような業務（言葉の定義）をイメージされていますでしょうか。 <理由> 定義付けがクライアントによって異なる場合があるため。 （例えば、PRの中にもマーケティングPRという領域があります） 京都府様のご要望・認識に近い業務の実績があるか否かを判断して、エントリー検討できればと考えています。	本業務と同種・類似業務の実績を記入してください。